

茨木市市民活動センターの指定の期間の延長について

1 指定管理者の概要

団体名	特定非営利活動法人 いばらき市民活動推進ネット
所在地	大阪府茨木市駅前四丁目6番16号 クリエイトセンター内 茨木市市民活動センター内
代表者	理事長 森本 康嗣
指定の期間	7か月延長 (変更前) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで (変更後) 平成30年4月1日から令和5年10月31日まで

2 指定の期間を延長する理由

現在の指定の期間については、令和5年3月31日までであるが、市民会館跡地エリアに設置する茨木市文化・子育て複合施設への移転時期が令和5年11月の予定となったため、令和5年4月1日から令和5年10月31日までの間、指定の期間を7か月間延長する。

茨木市こども健康センターの指定の期間の延長について

1 指定管理者の概要

団体名 一般財団法人 茨木市保健医療センター
所在地 茨木市春日三丁目13番5号
代表者 理事長 河井 豊
指定の期間 7か月延長
(変更前) 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで
(変更後) 平成31年4月1日から令和5年10月31日まで

2 指定の期間を延長する理由

現在の指定の期間については、市民会館跡地エリアに設置する茨木市文化・子育て複合施設への移転時期を考慮して令和5年3月31日までとされていたが、施設の設置時期が令和5年11月の予定に変更となったことから、令和5年4月1日から令和5年10月31日までの間、指定の期間を7か月間延長する。

茨木市福祉文化会館の指定の期間の延長について

1 指定管理者の概要

団体名	公益財団法人 茨木市文化振興財団
所在地	茨木市駅前四丁目 6 番16号
代表者	理事長 大西 稔
指定の期間	1年2か月延長 (変更前) 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで (変更後) 平成31年4月1日から令和6年5月31日まで

2 指定の期間を延長する理由

現在の指定の期間については、市民会館跡地エリアに設置する茨木市文化・子育て複合施設の竣工時期を考慮して令和5年3月31日までとしていたが、施設の竣工時期が令和5年11月の予定に変更となり、大ホールの供用開始時期が令和6年6月の予定となったことから、令和5年4月1日から令和6年5月31日までの間、指定の期間を1年2か月間延長する。